

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市及び栗東市、滋賀県滋賀郡志賀町、野洲郡中主町及び野洲町、甲賀郡石部町、甲西町、水口町、土山町、甲賀町、甲南町及び信楽町、蒲生郡安土町、蒲生町、日野町及び竜王町、神埼郡永源寺町、五個荘町及び能登川町、愛知郡愛東町、湖東町、秦荘町及び愛知川町、犬上郡豊郷町、甲良町及び多賀町、坂田郡山東町、伊吹町、米原町及び近江町、東浅井郡浅井町、虎姫町、湖北町及びびわ町、伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町並びに高島郡マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町及び新旭町

## 2 構造改革特別区域の名称

選べる福祉サービス滋賀特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

滋賀県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 先達の取り組み

滋賀県は、我が国の障害者福祉の草創期に、糸賀一雄氏、田村一二氏、池田太郎氏らが活躍した地である。

糸賀氏らは、「近江学園」の創設に尽力するとともに、重症の障害のある子どもであっても、すべての子どもたちが歩む発達の法則性からはずれたものでないという「発達保障理論」を提唱し、障害のある子どもに「世の光をあててやろう」という「この子らに世の光を」ではなく、「この子らを世の光に」という考え方のもと実践を行ってきた。

その結果、「近江学園」は、戦後日本における障害児教育のパイオニアとして、人材の育成や、「びわこ学園」をはじめとする数々の施設を生み出す上で、重要な役割を果たしてきた。

### (2) 地域を基盤とした福祉の推進

滋賀県では、昭和56年に策定した「滋賀県社会福祉計画」において、地域福祉を推進するための戦略として「福祉圏構想」を提唱し、身近な生活の場である「生活福祉地域」や「市町村福祉地域」、複数の市町村を含む「福祉圏域」(7福祉圏)といっ

た福祉地域を設定して計画的に施策を推進してきた。

「福祉圏構想」は、それぞれの福祉地域で、地域の行政や施設、団体、県民が協働して、地域のニーズに適応した取り組みを進めていくもので、障害者福祉の分野では、障害者への理解を深めるための啓発や交流活動、通所授産施設や共同作業所の整備、障害児の早期発見・早期療育システム（大津方式）の普及などを進める上で、大きな役割を果たしてきた。

特に、人口が小規模な市町村では、単独で様々な障害者施策を推進することは困難な状況にあり、関係する複数市町村が共同して取り組みを進める必要があるが、「福祉圏構想」における「福祉圏域」の設定は、こうした点で大変有効であった。

### （３）地域社会で自立して生活するための諸施策の推進

滋賀県においては、障害のある人たちが地域社会で共に自立して生活するために必要な施策を先駆けて推し進めてきた。

#### 地域生活

##### ・生活の場の整備

障害者が身近な地域社会で生活する場として、昭和５６年度に単独で障害者生活ホーム運営費補助制度を創設し、以来、生活ホームやグループホームの整備に努め、その結果、グループホーム等の人口に対する整備率は全国でも上位となっている。

##### ・働く場の整備

働くことをとおして障害者が地域で活動するための場として、昭和５３年度に単独で障害者共同作業所入所事業費補助制度を創設し、共同作業所や通所授産施設等の整備に努めてきた。

##### ・生活支援体制の整備

障害者の地域における日常生活を支援するため、各種在宅福祉サービスとともに、障害者の相談に応じ適切な助言やサービス調整を行うケアマネジメントの体制整備を行っている。

また、７つの福祉圏域すべてに、障害者生活支援センターと２４時間対応型総合在宅福祉サービス事業を整備している。

##### ・重度障害者に対する生活支援

重度の障害のある人であっても地域生活が可能となるよう、平成２年度から単

独で「在宅重度障害者通所生活訓練援助事業」を創設し、通所の場の確保を図っている。

#### 自立生活

##### ・働く場の拡充

障害者の経済的自立をめざして、共同作業所、授産施設における授産事業の振興を図るため、平成10年度に「滋賀県社会就労事業振興センター」を設立して、障害者の仕事おこしを目標に、製品・事業の開発・開拓や共同販売等の支援策を実施している。

また、障害者と雇用契約を締結し最低賃金を支払う共同作業所（機能強化型）の整備も促進している。

##### ・創作・芸術活動の振興

障害者が、福祉の切り口ではなく、創作・芸術活動をとおして自己実現が図れるよう、常設ギャラリーの開設等の取り組みを進めている。

#### （4）「新・淡海障害者プラン」による計画的な施策の推進

平成15年6月に策定した「新・淡海障害者プラン」では、入所施設から地域生活への移行と、地域での自立生活の実現を掲げ、障害者が地域社会で「暮らす」「働く」「活動する」ための支援施策を積極的に推進することとしている。

#### （5）滋賀県における障害者および支援費制度の利用者、指定施設の現状

障害者数（平成15年3月末現在）

身体障害者 44,112人（身体障害者手帳交付者数）

知的障害者 7,207人（療育手帳交付者数）

支援費制度支給決定者数（平成15年12月現在）

施設訓練等支援費 2,617人

居宅生活支援費 7,403人

支援費制度指定事業所数（平成16年3月末現在） 内訳は別添1および2のとおり

施設訓練等支援事業 76事業所

居宅生活支援事業 400事業所

## 5 構造改革特別区域計画の意義

滋賀県では、その地域特性にあるように、地域福祉の推進によって、障害者の生活の場や、活動（働く）の場を整備し、地域生活の実現に努めるとともに、今後の施策の方針においても、一層、地域生活への移行と、地域社会における自立生活の実現を図ることとしている。

こうした中、平成15年度から支援費制度が導入され、障害のある当事者の選択と自己決定による福祉サービス利用制度へと大きく転換することとなった。

しかしながら、支援費制度における福祉サービスは、従来の措置制度と同様に、施設訓練等支援サービス（施設サービス）と居宅生活支援サービス（在宅福祉サービス）に区分され、原則として併用した利用はできないようになっている。

このため、サービス利用者は、当初から施設サービスと在宅福祉サービスのどちらかを選択するよう迫られるとともに、一旦施設の利用を決定すると、比較的長期間特定の施設のみを利用せざるを得ない状況となっている。

本件構造改革特別区域計画は、こうした施設サービスと在宅福祉サービスの垣根を取り除き、入所施設を利用していても在宅福祉サービスが活用できたり、種別の異なる通所施設を日替わりで活用することも可能とし、サービスの選択肢を拡充するものであり、次のような具体的意義が認められる。

#### 入所施設から地域生活への移行が促進される。

入所施設の利用者が、地域での生活や在宅福祉サービスを体験する機会が増えることによって、地域生活へ移行しやすくなる。

#### 住み慣れた地域社会での生活が一層可能となる。

特定の入所施設に囲い込まれた生活ではなく、施設を単に居住の場として活用することにより、入所施設においても地域生活と同様の形態で暮らせるようになる。また、入所施設の機能を在宅福祉サービスとして活用することによって、地域生活者へ入所施設利用の門戸を広げることとなり、地域生活に必要なサービスが拡大する。

#### 障害のある当事者にとって、多様なライフワークが可能となる。

入所施設の利用を含めて、福祉サービスを多様な選択肢で活用できることから、「選択性」を重視した利用者主体のサービス提供が可能となり、当事者の生活実態やライフワークにあわせた適切な利用が進められることとなる。

安定した通所施設の利用が困難な重度の障害者であっても、個々の状態に見合った利用が可能となり、地域生活の幅が広がる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

滋賀県では、「滋賀県障害者施策長期構想」において、「地域をあらゆる中心に」取り組みを進め、障害のある人の住み慣れた地域で自立して暮らしたいという願いの実現を図るとともに、障害があるために、進学や就労、スポーツや芸術文化活動などの様々な社会活動の機会が制限されるのではなく、「それぞれの夢の実現を」をめざして、福祉・保健・医療をはじめ、教育、労働、住宅、道路などのあらゆる分野から総合的に施策を推進することとしている。

また、当該長期構想の実施計画である「新・淡海障害者プラン」では、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めるとともに、一方で障害のある人の地域生活の充実を図るため、「暮らす」「働く」「活動する」といった生活場面において、地域主体や自立を視点とした支援策を一層推進することとしている。

このため、本件構造改革特別区域計画においては、滋賀の歴史や特性を踏まえながら、本県の障害者施策の基本方針に基づき、障害のある人が、「地域社会で」「地域の人々とともに」「安心して」「自立生活し」「自己実現ができる」ことを目標に、取り組みを進めていくこととする。

具体的には、支援費制度における施設訓練等支援サービスおよび知的障害者地域生活援助支援サービスの運用を一部変更して、新たな福祉サービスの仕組みを構築し、「滋賀モデル」として実証研究するとともに、県内での普及・定着と全国への広がりをめざす。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 経済的効果

施設訓練等支援サービスを提供するための施設・設備や人材が効率的に活用されるため、支援費制度の費用対効果が改善される。

入所施設利用者が地域生活へ移行するようになることから、地域生活を支援する居宅生活支援サービスが、支援費制度における公的サービスや、民間サービスとして整備され、福祉サービス産業の振興により、新たな雇用の創出や地域経済の活性化につながる。

### (2) 社会的効果

障害のある人の住み慣れた地域社会で暮らしたいという願いが実現するとともに、その主体的な社会活動が一層促進され、生活における自己実現をとおして、尊厳ある生活を獲得することが可能となる。

障害のある人が身近な社会で暮らすことから、地域の人々の理解が一層深められるとともに、障害のある人や地域住民が主体的に参画した協働の活動が積極的に進められ、新たな地域づくりへの原動力となる。

### (3) 目標値

特区において日額単位を適用した施設訓練等支援サービス等利用者数の目標：  
年間（平成16年10月～平成17年3月）36人（特区適用事業所に最低1人は利用できることを目標とする。）

- ・平成17年4月以降、利用者数を伸ばしていく。

特区において日額単位を適用した施設訓練等支援サービス等を提供する事業所数の目標：

年間（平成16年10月～平成17年3月）36事業所（特区適用希望事業所数）

- ・平成17年4月以降、特区適用事業所を伸ばしていく。

県が総合的に障害者福祉施策を進める上での目標として、「新・淡海障害者プラン」において、入所施設から地域生活への移行者数を掲げている。：

平成19年度まで、毎年50人（障害者が可能な限り施設から退所し、グループホーム等、地域で自立した生活が送れるよう、地域への移行を促進する。）

## 8 特定事業の名称

(1) 規制の特例措置の番号：925

日額単位を適用した施設訓練等支援事業

(2) 規制の特例措置の番号：926

日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業

## 9 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(関連事業)

本件構造改革特別区域計画においては、障害者福祉サービスの内容や形態が多様化するため、障害のある当事者がライフスタイルや生活目的にあったサービスを選択するには、必要な相談・助言等の活動を行うケアマネジメント機能がより重要となる。

このため、障害者生活支援センターの機能強化や、専門職員の養成・研修により、ケアマネジメント機能の充実を図る。

知的障害者生活支援センター設置事業

知的障害者やその家族の視点に立ち、障害者のニーズに応じて、各種の福祉サービスを組み合わせ、総合的に提供するため、障害者生活支援センターを県下7福祉圏域に設置する。

#### 2 4 時間対応型利用制度支援事業（地域担当ケアマネジメント従事者の設置）

各福祉圏域において、日常的な障害者のニーズに対応し、中長期的な視点からケアマネジメントを実施して、ケアプランを作成するため、その活動の中心となる地域担当ケアマネジメント従事者を障害者生活支援センターに配置する。

#### 支援費制度ケアマネジメント支援事業

支援費制度の円滑な運営を目的として、ケアマネジメントの手法を活用したケアプランの作成等の支援活動を充実するため、障害者生活支援センターにケアマネジメント補助員を配置する。

## 別紙（特定事業番号：925）

### 1 特定事業の名称

日額単位を適用した施設訓練等支援事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の市町村および支援費制度にかかる指定事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している施設の概要

#### （1）大津福祉圏域

施設の設置主体名および所在地

ア 社会福祉法人 しが夢翔会(滋賀県大津市石山千町清水270-3)

イ 社会福祉法人 湘南学園(滋賀県大津市平津二丁目4-9)

ウ 大津市長(滋賀県大津市御陵町3-1)

施設の種別、名称および所在地

ア 知的障害者入所更生施設 ステップ広場ガル(滋賀県大津市石山千町清水270-3)

イ 知的障害者通所授産施設 れもん会社(滋賀県大津市平津二丁目4-9)

ウ 知的障害者通所更生施設 さくらはうす(滋賀県大津市馬場二丁目13-50)

#### （2）湖南福祉圏域

施設の設置主体名および所在地

ア 社会福祉法人 湖南会(滋賀県守山市洲本町井関52)

イ 社会福祉法人 悠紀会(滋賀県野洲郡野洲町辻町阿部子57-7)

ウ 社会福祉法人 なかよし福祉会(滋賀県栗東市下鉤784)

エ 滋賀県知事(滋賀県大津市京町四丁目1-1)

施設の種別、名称および所在地

- ア 知的障害者入所更生施設 蛭の里（滋賀県守山市洲本町井関52）
- イ 身体障害者通所授産施設 にっこり作業所（滋賀県野洲郡野洲町辻町阿部子57-7）
- イ 知的障害者通所授産施設 第二にっこり作業所（滋賀県野洲郡野洲町辻町阿部子57-7）
- ウ 知的障害者通所授産施設 第二栗東なかよし作業所（滋賀県栗東市小野445）
- ウ 知的障害者通所授産施設 栗東なかよし作業所（滋賀県栗東市下鉤784）
- エ 身体障害者更生施設 滋賀県立むれやま荘（滋賀県草津市笠山八丁目5-130）

（3）甲賀福祉圏域

施設の設置主体名および所在地

- ア 社会福祉法人 さわらび福祉会（滋賀県甲賀郡水口町水口6743-1）
- イ 滋賀県知事（滋賀県大津市京町四丁目1-1）
- ウ 社会福祉法人 しがらき会（滋賀県甲賀郡信楽町神山534-8）
- エ 社会福祉法人 オープンスペースれがーと（滋賀県甲賀郡甲西町西峰町1-1）

施設の種別、名称および所在地

- ア 身体障害者通所授産施設 さわらび作業所（滋賀県甲賀郡水口町水口6743-1）
- イ 知的障害者通勤寮 滋賀県立信楽通勤寮（滋賀県甲賀郡信楽町長野138）
- ウ 知的障害者入所更生施設 信楽青年寮更生部（滋賀県甲賀郡信楽町神山534-8）
- ウ 知的障害者入所更生施設 信楽青年寮授産部（滋賀県甲賀郡信楽町神山534-8）
- エ 知的障害者通所更生施設 デイセンターバンバン（滋賀県甲賀郡甲西町西峰町1-1）
- エ 知的障害者通所授産施設 ワークセンターバンバン（滋賀県甲賀郡甲西町西峰町1-1）

（4）東近江福祉圏域

施設の設置主体名および所在地

- ア 社会福祉法人 わたむきの里福祉会（滋賀県蒲生郡日野町上野田805）
- イ 社会福祉法人 蒲生野会（滋賀県八日市市小脇町栄2089）
- ウ 滋賀県知事（滋賀県大津市京町四丁目1-1）

施設の種別、名称および所在地

- ア 身体障害者通所授産施設 わたむきの里第1作業所（滋賀県蒲生郡日野町上野田805）
- ア 知的障害者通所授産施設 わたむきの里第2作業所（滋賀県蒲生郡日野町上野田805）
- イ 知的障害者入所更生施設 あかね寮（滋賀県八日市市小脇町栄2089）
- ウ 知的障害者入所更生施設 滋賀県立しゃくなげ園（滋賀県蒲生郡日野町小御門280）

#### （5）湖東福祉圏域

##### 施設の設置主体名および所在地

- ア 社会福祉法人 かすみ会（滋賀県彦根市海瀬町255）
- イ 社会福祉法人 杉の子会（滋賀県犬上郡多賀町多賀246）
- ウ 社会福祉法人 あすなる福祉会（滋賀県犬上郡豊郷町沢506-1）

##### 施設の種別、名称および所在地

- ア 知的障害者入所更生施設 かいぜ寮（滋賀県彦根市海瀬町255）
- イ 知的障害者通所授産施設 杉の子作業所（滋賀県犬上郡多賀町多賀246）
- ウ 知的障害者通所授産施設 あすなる園（滋賀県犬上郡豊郷町沢506-1）

#### （6）湖北福祉圏域

##### 施設の設置主体名および所在地

- ア 社会福祉法人 湖北会（滋賀県東浅井郡湖北町海老江1073）

##### 施設の種別、名称および所在地

- ア 知的障害者入所更生施設 湖北寮（滋賀県東浅井郡湖北町海老江1073）
- ア 知的障害者入所更生施設 第二湖北寮（滋賀県長浜市大戌亥町415-1）
- ア 知的障害者通所授産施設 さかた作業所（滋賀県坂田郡米原町三吉583）
- ア 知的障害者通所授産施設 ふくら作業所（滋賀県東浅井郡内保766）
- ア 知的障害者通所授産施設 伊吹山藤の根作業所（滋賀県坂田郡伊吹町春照196-9-1）
- ア 知的障害者通所授産施設 さぼてん作業所（滋賀県東浅井郡びわ町富田431-8）

#### （7）湖西福祉圏域

## 施設の設置主体名および所在地

- ア 社会福祉法人 ゆたか会（滋賀県高島郡今津町南新保87）
- イ 社会福祉法人 虹の会（滋賀県高島郡新旭町北畑45）
- ウ 社会福祉法人 たかしま会（滋賀県高島郡今津町今津名小路1-4-1）
- エ 社会福祉法人 椎の木会（滋賀県甲賀郡石部町東寺217-2）

## 施設の種別、名称および所在地

- ア 身体障害者療護施設 清湖園（滋賀県高島郡今津町南新保87）
- イ 身体障害者通所授産施設 社会就労センタードリーム（滋賀県高島郡今津町南新保1）
- イ 知的障害者通所授産施設 社会就労センタードリーム（滋賀県高島郡今津町南新保1）
- イ 知的障害者通所授産施設 社会就労センターアイリス（滋賀県高島郡新旭町北畑45）
- ウ 知的障害者入所更生施設 藤美寮（滋賀県高島郡マキノ町西浜1415）
- エ 知的障害者入所更生施設 杉山寮（滋賀県高島郡今津町杉山253）

## 5 当該規制の特例措置の内容

### （1）規制の特例措置の必要性

平成15年度から支援費制度が導入され、障害のある当事者の選択と自己決定による福祉サービス利用制度へと大きく転換されたが、従来の措置制度と同様に、施設訓練等支援サービス（施設サービス）と居宅生活支援サービス（在宅福祉サービス）に区分され、原則として併用した利用はできないようになっている。

本特区を実施することにより、入所施設を利用していても在宅福祉サービスが活用できたり、種別の異なる通所施設を日替わりで活用することも可能とし、サービスの選択肢を拡充するものであり、障害のある当事者の地域生活への移行や、住み慣れた地域社会での自立生活の実現が図られることとなる。

### （2）要件適合性を認めた根拠

利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行うとともに、在宅生活を含む施設支援計画（個別支援計画）を作成する。

#### ア 地域におけるサービス調整

日額単位を適用した施設訓練等支援サービス利用は、入所・通所施設のサービスとあわせて、他の施設サービスや在宅福祉サービスを活用することとなり、二つ以上の支援サービスが総合的に提供され、将来の地域生活への移行などの目的達成のため有機的に機能する必要がある。

このため、本県では、各福祉圏に「サービス調整会議」が設置されており、日額単位の適用の必要性や、具体的支援サービスの組み合わせ等について事前に協議するなど、地域におけるサービス調整を必ず実施することとしている。

## イ 支援計画の作成

### 地域における支援計画

日額単位の適用についての申請があった時、施設訓練等支援サービスやその他の支援サービスを総合的に提供するため、市町村は自ら支援計画を作成するか、福祉圏域内にある障害者生活支援センターに作成を依頼することとしている。

このため、本県では、各福祉圏に障害者生活支援センターが設置されており、市町村から依頼を受けた当該障害者生活支援センターは、利用者および家族等からの聴き取りの結果に基づき、サービス調整会議における検討を経て、総合的な個別支援計画を作成して提供することとしている。

### 施設における支援計画

日額単位を適用する利用施設においては、市町村または障害者生活支援センターが作成した総合的な支援計画に基づき、当該施設の利用にかかる個別支援計画を作成することとしている。

本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者および特区内の施設についてのみ実施する。

## 別紙（特定事業番号：926）

### 1 特定事業の名称

日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の市町村および支援費制度にかかる指定事業所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業者

#### （1）法人名および所在地

社会福祉法人 さわらび福祉会（滋賀県甲賀郡水口町水口6743-1）

社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団（滋賀県大津市京町四丁目3-28）

#### （2）地域生活援助事業所の名称および所在地

むくの木ホーム（滋賀県甲賀郡水口町新城338）

むげん（滋賀県草津市草津三丁目13-56）

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### （1）規制の特例措置の必要性

平成15年度から導入された支援費制度においては、知的障害者地域生活援助支援サービス（グループホーム）は3年以内の期間を定めて提供することとなっており、その間利用者は原則として特定の事業所を継続して利用し、支援費は利用期間において月額で支給されることとなっている。

本特区を実施することにより、身近な地域で緊急時の一時的対応や、地域生活の体験実習等の利用も可能とし、地域社会での生活や活動を一層充実するものであり、障害のある当事者の入所施設から地域生活への移行や、住み慣れた地域社会での自立生活の実現が図られることとなる。

#### （2）要件適合性を認めた根拠

利用者の意向を踏まえ、公私の各種サービスの円滑な連携が確保されるよう十分なサービス調整を行う。

#### ア 地域におけるサービス調整

日額単位を適用した知的障害者地域生活援助支援サービス利用は、他の支援サービスとあわせて総合的に提供され、将来の地域生活への移行などの目的達成のため有機的に機能する必要がある。

このため、本県では、各福祉圏に「サービス調整会議」が設置されており、日額単位の適用の必要性や、具体的支援サービスの組み合わせ等について事前に協議するなど、地域におけるサービス調整を必ず実施することとしている。

#### イ 支援計画の作成

##### 地域における支援計画

日額単位の適用についての申請があった時、知的障害者地域生活援助支援サービスや、その他の支援サービスを総合的に提供するため、市町村は自ら支援計画を作成するか、福祉圏域内にある障害者生活支援センターに作成を依頼することとしている。

このため、本県では、各福祉圏に障害者生活支援センターが設置されており、市町村から依頼を受けた当該障害者生活支援センターは、利用者および家族等からの聴き取りの結果に基づき、サービス調整会議における検討を経て、総合的な個別支援計画を作成して提供することとしている。

月単位で利用する利用者と日単位で利用する利用者については、あらかじめ居室を別にする。

知的障害者地域生活援助支援費の日額単位を適用するグループホームにおいては、通常の月額単位の利用者の居室とは別に、日額単位を適用する利用者のための居室を提供することとする。

本特例措置が実施されている市町村の更生援護の対象となる利用者および特区内の事業者についてのみ実施する。